

—学校と家庭がいっしょに「子供の安全安心」を守りましょう—

危機対応マニュアル～家庭での対応～R5.4.1版 富士宮第二中学校

1 台風等により富士宮市に暴風（雪）警報・大雨特別警報が出された時

〈登校前〉 ※NHKの報道を参照

- 6:30 の時点で「暴風（雪）警報」「大雨特別警報」が発令中の場合 → **自宅待機**
- 12:00(正午)以前に「暴風（雪）警報」「大雨特別警報」が解除された場合 → **登校**
- 12:00(正午)の時点で「暴風（雪）警報」「大雨特別警報」が解除されない場合 → **休校**
- ※その他の警報（大雨・洪水等）でも、地域の状況により登校が危険と判断される場合は、保護者の判断により自宅待機させてください。（学校に連絡をお願いします。）

〈在校中〉

- 午前中は原則として学校にとどめる。
- 16:00 を過ぎても下校できない場合は、一斉メールまたは、電話で迎えを依頼する。

○ 「大雨警報」発令時は、河川・用水路等の水量が増し、大変危険です。
それに近付かないようご指導ください。

○ その他、気象状況により学校が危険と判断した場合は、休校や自宅待機、学校留め置きとなる場合があります。（対応については、メール配信等でお知らせします。）

3 学校でケガをした時・病気になった時

- 学校から保護者に連絡が入る。（ケガ・病気の具合を確認する。）
 - 医療機関を決める。
※救急車対応の時は、搬送先病院を確認する。
 - 保険証を持つ。
 - 急を要さない場合は、保護者は学校へ行く。
その後、保護者が医療機関へ連れて行く。（①点線）
 - 急を要する場合は、保護者は医療機関へ行く。
学校が医療機関へ搬送する。（②実線）
(救急車を要請する場合もある。)
 - 受診後、結果を学校に報告する。

4 校外学習中にケガをした時・病気になった時

- 学校（担任）から連絡が入る。
(ケガや病気の具合、状況を確認する。今後の対応について確認する。)
- ※基本的に、③の場合と同様
- ※現地が遠距離で、迎えに駆けつけることが難しい場合は、学校と連絡をとり、対応してください。

7 危険動物の出没・校区での事件発生など

- * 登下校時に危険があると思われる時は、学校より一斉メールまたは電話連絡する。指示に従って行動する。

2 地震の時



令和元年5月より、南海トラフ沿いで観測される異常な現象を評価して発表される「南海トラフ地震臨時情報」の運用が開始されました。南海トラフ地震臨時情報は、想定震源域内で大規模地震や地殻変動など異常な現象が観測され、南海トラフ地震の発生可能性が、通常と比べ高まったと評価された場合、気象庁から発表される情報です。

発表	南海トラフ地震臨時情報				地震発生
	○「調査中」発表時	○「巨大地震警戒」発表時	○「巨大地震注意」発表時	○「調査終了」発表時	
対応	□原則として平常の活動を継続 ・在校時は引き渡し開始 ・下校できない児童生徒は留め置き	■原則として休校 ・在校時は引き渡し準備	□原則として平常の活動に戻る	■原則として休校 ・在校時は引き渡し開始 (安全確認後) ・下校できない児童生徒は留め置き	震度5強以上
留意点	○状況によって、メールにて保護者にお迎えをお願いすることがあります。				
	○地震発生時は、揺れがおさまるまで安全な場所で身を守る。家（学校）に急いで避難する。				
	○登下校時の安全確保のため、ブロック塀等危険な場所を子供と確認しておいてください。				
	★対応については、県からの情報により変わることがあります。その場合、学校からメール配信等で連絡します。				
	○引き渡しについては、徒歩で引き取りに来てください。来られないときは代理人をお願いしてください。				

5 不審者が登校した時 防犯ブザーの携帯を！

学校へ侵入	登下校時に出没	不審者情報
* 安全確保 ※下校が危険な時や子供に動搖がある時は連絡し、引き渡しを行います。	□ 大声で助けを求める、近くの家に避難、警察23-0110へ連絡する。 □ 学校へ連絡する。 ※動搖がおさまってから登校させてください。	* 一斉メールまたは、電話で連絡、安全確保の依頼 ※危険がある場合は、集団下校、引き渡し等の対応を判断し連絡します。

6 交通事故の発生した時

- 保護者は現場に急行する。
- * 状況に応じて救急車要請・応急処置
- * 警察（学）校へ連絡
- * けが人に同行
- * 学校職員による現場確認に協力してください。（時刻、場所、状況などを学校へ連絡する）



9 富士山噴火警報が発令された場合

- 情報収集に努め、指示に従って避難する。
- * 状況により、下校、または引き渡しを行う。
- 第2次・3次避難対象エリアの地区は、別紙「富士山噴火の時」により避難する。

8 感染性疾病の疑いがある時

学校での発症	家庭での発症
* 学校から連絡がある。 * 学校へ迎えに行く。 * 医療機関で受診する。	* 発症の疑いがある場合は登校せず、医療機関で受診する。

□ 診断結果を学校へ報告する。

※インフルエンザの場合（市内の医療機関のみ）

- * 医療機関で「インフルエンザ罹患証明書」をもらう。
- * 発症日からの「体温記録表」を作成する。
- * 発症後5日、かつ、解熱後2日経過後、罹患証明書に必要事項を記入し登校時に提出する。

※生徒や家族が新型コロナウイルス感染症の疑いでPCR検査を受けた、

新型コロナウイルス感染症の診断を受けた場合

* 速やかに学校に状況を報告し、指示を受けてください。

※他の感染性疾病の場合（これまでどおり）

- * 「出席停止通知書」「出席停止解除にかかる証明書」を学校から受け取る。
- * 医師から出席停止解除の指示を受けたら証明書を持って登校する。

10 ミサイル発射に伴うJアラートが発令された場合

- 速やかな避難行動
- 正確かつ迅速な情報収集
- メッセージが流れたら落ち着いて、直ちに行動してください。（屋外にいる場合）
- できる限り頑丈な建物や地下に避難する。（建物がない場合）
- 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。（屋内にいる場合）
- 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

11 停電が発生している場合

- 原則として休校
- 在校中の場合は、状況により下校、または引き渡しを行う。